

2024年7月4日

各 位

上場会社名 株式会社商船三井
代表者名 代表取締役社長執行役員
橋本 剛
(コード: 9104)
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長
石部 陽介
(TEL. 03-3587-6224)

当社の完全子会社である子会社取締役等及び当社従業員に対する2024年度非業績連動型
譲渡制限付株式（報酬）としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式（報酬）としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 払込期日 | 2024年8月2日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 60,800株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき5,179円 |
| (4) 発行総額 | 314,883,200円 |
| (5) 割当予定先 | 当社の完全子会社である子会社の取締役（※） 27名 14,100株 （※）社外取締役を除きます。 当社の完全子会社である子会社の執行役員 9名 2,600株 当社の従業員 71名 44,100株 |
| (6) その他 | 本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下「対象子会社取締役等」といいます。）並びに所定の要件を満たす当社の上級管理職である従業員（以下「対象従業員」といい、対象子会社取締役等とあわせて「対象者」といいます。）を対象とした、事前交付型かつ非業績連動型である譲渡制限付株式（報酬）制度（以下「本譲渡制限付株式（報酬）制度」といいます。）を2022年度より導入しております。

本譲渡制限付株式（報酬）制度においては、譲渡制限付株式の付与は、対象者に対して支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行います。

当社は、本日、取締役会において、本譲渡制限付株式（報酬）制度に基づき、当社の完全子会社である子会社（以下、単に「子会社」といいます。）の対象子会社取締役等 36 名及び当社の対象従業員 71 名に対し、制度の目的、各対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 86,489,300 円及び金銭債権合計 228,393,900 円の現物出資と引換えに、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 60,800 株を発行することを決議いたしました。

<対象子会社取締役等と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本譲渡制限付株式（報酬）制度に基づく株式の付与に伴い、当社と対象子会社取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下本概要の説明において「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象子会社取締役等は、2024 年 8 月 2 日（払込期日）から、払込期日において対象子会社取締役等が在籍する当社子会社の取締役及び執行役員の地位のいずれも退任する日（当該日より、以下に定義する本割当株式の交付日の属する事業年度経過後 3 月を超えた直後の時点（2025 年 7 月 1 日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点）までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下本概要の説明において「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象子会社取締役等が、払込期日の直前の当該対象子会社取締役等が取締役又は執行役員を務める当社子会社の定時株主総会の日から翌年に開催される当該当社子会社定時株主総会の日までの期間（以下本概要の説明において「本役務提供期間」という。）の間、継続して、払込期日において対象子会社取締役等が在籍する当社子会社の取締役及び執行役員の地位のいずれか（但し、当社が取締役会が払込期日において本譲渡制限付株式（報酬）制度に基づき株式の付与の対象として指定したものに限り、以下本項及び次項において同じ。）にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象子会社取締役等が本役務提供期間において、死亡その他当社が取締役会が正当と認める理由により払込期日において対象子会社取締役等が在籍する当社子会社の取締役及び執行役員の地位のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。また、対象子会社取締役等が、本役務提供期間経過後、本割当株式の交付日の属する事業年度経過後 3 月を超えた直後の時点までに、死亡その他当社が正当と認める理由により対象子会社取締役等が在籍する当社子会社の取締役及び執行役員の地位のいずれも退任した場合は、当該退任日の翌日をもって、対象子会社取締役等が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

本役務提供期間において、当社の取締役会が正当と認める理由によらずに、払込期日において対象子会社取締役等が在籍する当社子会社の取締役及び執行役員の地位のいずれも失ったこと、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象子会社取締役等が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

<対象従業員と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下本概要の説明において「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2024年8月2日（払込期日）から当社の従業員（但し、本役務提供期間の始期において理事の職にある者にあつては理事職をいい、それ以外の者にあつては理事以上の職を含まない。以下同じ。）を退職する日（当該日より、以下に定義する本割当株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点（2025年7月1日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点）までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下本概要の説明において「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間（以下本概要の説明において「本役務提供期間」という。）の間、継続して、払込期日において株式の付与の対象である当社従業員の地位のいずれか（但し、本役務提供期間の始期において理事の職にある者にあつては理事職をいい、それ以外の者にあつては理事以外の地位をいう。以下本項及び次項において同じ。）にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が本役務提供期間において、死亡その他当社

の取締役会が正当と認める理由により、払込期日において株式の付与の対象である当社従業員の地位のいずれも有さないこととなった場合、(1)に規定する退職の日の翌日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。また、対象従業員が、本役務提供期間経過後、本割当株式の交付日の属する事業年度経過後3月を超えた直後の時点までに、死亡その他当社が正当と認める理由により払込期日において株式の付与の対象である当社従業員の地位のいずれも有さないこととなった場合は、(1)に規定する退職の日の翌日をもって、対象従業員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

本役務提供期間において、当社の取締役会が正当と認める理由によらずに、払込期日において株式の付与の対象となった当社従業員の地位のいずれも失ったこと、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本譲渡制限付株式（報酬）制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年7月3日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である5,179円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上